

## 栃木市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定例監査を、栃木市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定に基づき、結果の報告を次のとおり公表します。

令和3年3月29日

栃木市監査委員 藤沼康雄

栃木市監査委員 入野登志子

1 監査の種類 定例監査（財務監査及び行政監査）

2 監査の期間 令和3年2月5日から令和3年2月25日まで

3 監査の対象 都市整備部

　　都市計画課 市街地整備課 住宅課 建築課

4 監査の着眼点

(1) 予算の執行は適正かつ効率的・効果的であるか。経費節減に努めているか。

(2) 入札等の手続は適正かつ適切に行われているか。競争性は確保されているか。また、契約事務は適正で契約内容に不備はないか。

(3) 公有財産、物品等の管理は適切に行われているか。

(4) 現金の取扱いがある部署において、その保管、管理等が適切に行われているか。また、現金取扱いのルール、チェック体制等の内部統制が有效地に機能しているか。

(5) ルールは守られているか。組織的なチェックが適切に行われているか。ミスを事前に発見する仕組みそのものに不備はないか。ルールは目的を果たしているか。

(6) 各地域間でばらつきのある事務事業について、均衡のとれた制度、統一的な基準を検討しているか。

5 監査の実施内容

事務事業の執行について、あらかじめ提出を求めた資料、関係帳簿類及び証ひょう書類の閲覧及び突合の手続により点検及び確認を行うとともに、

関係職員から説明を聴取し、質問を行うことにより実施した。

## 6 監査の結果

### (1) 総括

1から5に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められたが、一部に次のとおり是正又は改善が必要である事項が見受けられた。

### (2) 指摘事項

重要な点において、指摘に該当する事項は見られなかった。

### (3) 指導事項

#### ア 契約事務について

市営住宅の解体工事について、1件の工事として発注することができるにもかかわらず、合理的とは言い難い理由により分割し随意契約の方法で発注している事案が見受けられた。

地方公共団体の契約は、地方自治法の規定により競争入札を原則としており、随意契約は同法施行令に掲げる場合に限り行うことができるとされている。したがって、随意契約できるような金額に工事を分割し発注する行為は、その行為が意図的なものであるかどうかにかかわらず、公正性・競争性を確保するという関係法令の目的を没却するものである。また、経費の割り増しも懸念される。

よって、合理的とは言い難い理由により工事を分割して随意契約している本件行為は、適正な契約事務とは認められない。

(住宅課)

以上の項目について、措置状況の報告を求めるので、改善のための措置（再発防止策を含む）を検討していただきたい。

なお、軽微な事項については、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭で注意した。

### (4) 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。